

学校跡地の利用に関する実施計画

旧 曳 舟 中 学 校

旧 西 吾 孀 小 学 校

旧 立 花 小 学 校

旧 第 五 吾 孀 小 学 校

旧 木 下 川 小 学 校

旧 隅 田 小 学 校

平成 2 0 年 1 1 月

墨 田 区

学校跡地の活用に向けたこれまでの経緯

学校跡地の活用に関しては、「墨田区立学校統合跡地の利用に関する基本方針」（平成9年11月策定）を策定するとともに、同基本方針に基づき、「文花小学校、西吾嬬小学校及び曳舟中学校統合跡地の利用に関する実施計画」（平成9年11月策定）を策定したところである。

学校施設用地に関しては、児童から高齢者までの幅広い年齢層に合った施設整備や区民の活動の場の確保等、様々な需要がある。一方、学校跡地活用に関する法的な規制が緩和されてきていることから、校地という大規模なスペースを活用して教育や福祉保健関連施設の設置・運営計画をもつ事業者も出てきている。

こうした中、墨田区基本計画や個別計画による施設整備を着実に進めていくためにも、学校跡地を有効に活用していく必要があることから、平成20年11月に同基本方針の一部修正を行ったところである。

今後の学校跡地整備方針

「墨田区立学校統合跡地の利用に関する基本方針」に基づき有効活用を図っていくこととするが、昨今の状況変化等を踏まえて、平成9年11月に策定した「文花小学校、西吾嬬小学校及び曳舟中学校統合跡地の利用に関する実施計画」を一部見直すとともに、新たに旧立花小学校、旧第五吾嬬小学校及び旧木下川小学校跡地の利用に関する実施計画を盛り込んだ「学校跡地の利用に関する実施計画」を策定し、その具体化を図っていくこととする。

1 旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校の跡地活用に関する実施計画の変更

本区は、23区の中で大学が所在していない唯一の区である。実施計画を策定した平成9年当時は、工場等制限法の規定により、工場や大学等の立地が制限されていたが、平成14年に同法が廃止された。

また、公立学校施設の財産処分手続が弾力化され、民間事業者等への有償による譲渡・貸付がしやすくなった。

こうした状況を受けて、平成9年に策定した実施計画を変更して、下記のとおり民間事業者等による大学等の教育機関を誘致することとする。

なお、陸上競技場の整備を当初計画していたが、現行の墨田区基本計画では、多目的に区民の方々が利用できる広場を提供することが望ましいとして、運動広場を整備することとしている。

(1) 大学等の教育機関の誘致

学生や学校関係者等の流入によるにぎわい創出、消費活動による経済波及効果、小・中学校との連携など、様々な効果が期待できる。

については、2校の敷地を一体的かつ有効に活用することで、他の場所では設置が困難な、広大な敷地を必要とする大学等の教育機関を誘致する。

(2) 防災施設の整備

誘致に際し、貯水槽となりえる施設を設置するほか、避難住民を収容することを想定して、備蓄食料品、生活必需品、仮設トイレなど必要な備品を備蓄することを条件としていく。

(3) 環境への配慮

誘致に際し、敷地内はできる限り緑化を行って、周辺環境に配慮していくことを条件としていく。

(4) 誘致の方法

大学等の教育機関を活用用途とし、上記の各種条件等を付したうえで、原則として公募することとする。

ただし、事業者の健全性、計画事業の安定的・継続的な運営が十分に見込まれるものについては、区や地域への影響などについて慎重に判断したうえで、適切な選考方法を選択していくこととする。

2 旧立花小学校の跡地活用に関する実施計画

旧立花小学校の跡地活用にあたっては、区の喫緊の課題の一つである特別養護老人ホームの待機者解消等に向けた活用を図っていく。

(1) 特別養護老人ホーム等の誘致

特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、特別養護老人ホーム等を誘致する。

(2) 防災施設の整備

誘致に際し、貯水槽となりえる施設を設置するほか、避難住民を収容することを想定して、備蓄食料品、生活必需品、仮設トイレなど必要な備品を備蓄することを条件としていく。

(3) 環境への配慮

誘致に際し、敷地内はできる限り緑化を行って、周辺環境に配慮していくことを条件としていく。

(4) 誘致の方法

特別養護老人ホーム等を活用用途とし、上記の各種条件等を付したうえで、原則として公募することとする。

ただし、事業者の健全性、計画事業の安定的・継続的な運営が十分に見込まれるものについては、区や地域への影響などについて慎重に判断したうえで、適切な選考方法を選択していくこととする。

3 旧第五吾嬬小学校の跡地活用に関する実施計画

墨田区基本計画において、学校跡地、既存施設の活用などにより、様々な課題に対応するコミュニティ施設の中核として、複合施設である「地域プラザ」を整備することとしている。

旧第五吾嬬小学校の跡地を活用して、区民が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、地域プラザを整備する。

なお、地域プラザの整備にあたっては、協治（ガバナンス）の理念に基づき、施設の構想から設計・建設・運営まで、地域住民と検討を重ねて進めていくこととする。

4 旧木下川小学校の跡地活用の方向性

旧木下川小学校跡地については、まちづくり整備用地としての活用を想定してきているが、特別養護老人ホームの待機者が多いことから、待機者解消等に向けた活用等も含め検討していく。

5 旧隅田小学校の跡地活用の方向性

旧隅田小学校跡地については、鐘ヶ淵地区のまちづくり（鉄道の立体化、駅周辺開発等）における、まちづくり用地として当分の間は確保することとする。

今後の取り組み

今後、地元関係者等との協議などを通して、本計画の周知を図るとともに、理解と協力を得たうえで、順次この計画の具体化を図っていく。